

議会に臨時委員を置くことができる。

する。
(雑則)

第四条 委員及び臨時委員は、文化財の保存及び活用に関する学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。
2 委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。
4 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終わつたときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



会津初代藩主、佐原義連公坐像。会津若松市極楽寺藏
極楽寺開山淨顕上人（子孫董名万千代磨）永祿6年（1563）作